

1 現状と都の取組

- 平成29年4月から区域内の社会福祉法人の活動状況等の調査・分析・公表が都道府県の業務として法に規定された。
- 都は法施行に先駆けて、従来の法人単位の財務分析に加えて、平成28年度から拠点区分単位で都内法人の財務分析(17項目)について行っている。
- 現況報告書や計算書類に加えて、平成29年4月から附属明細書や報酬等の支給の基準を記載した書類等について、法人から所轄庁への届出が義務付けられた。
- 平成29年度から国は都道府県が収集した情報を基に、データベースの整備を行い、国民に情報提供を行うことが規定された。

2 今後の検討事項

平成29年4月からの法施行に向けて、都民や法人にとって法人運営の実態や福祉サービスの実施状況がわかるような指標等の検討を行っていく必要がある。

指標等の検討にあたっては社会福祉法人の透明性の向上を図るため、下記の点に留意し、法人への適切な指導に活用するだけでなく、都内法人の状況について都民等に知ってもらうための情報の調査・分析・公表を行う必要がある。

- 分析項目...都内法人の実態や特徴を反映しているか
- 分析結果...都民や法人にとって利用しやすい情報か

国が公認会計士協会に依頼して策定した指標については、国と都で計算式が異なるものとならないように統一する必要がある。

根拠法令

- 法第59条 法人から所轄庁への届出
- 法第59条の2第2項 都道府県による調査等
- 法第59条の2第3項 都から区市への情報提供依頼

調査・分析・公表の方法の検討にあたり考えられる情報(例)

財務 指 標	利用者一人当たりサービス活動費用	職員一人あたり人件費
	利用者一人当たり人件費	定員一人あたり設備資産取得価額
	利用者一人当たりサービス活動収益	固定資産老朽化率
	補助金事業収益比率	人件費比率
非 財 務 指 標	都内社会福祉法人数	区市町村別施設数
	所轄法人数(所轄庁別)	一法人当たりの平均役員報酬額
	一法人当たりの平均社会福祉事業実施数	一法人当たりの平均評議員数
	一法人当たりの平均公益事業実施数	一法人当たりの平均収益事業実施数

法人の活動状況把握のイメージ

- 【都】**
都・所轄法人からの計算書類等の収集
計算書類等の分析
分析結果のHPでの公表
- 【区市】**
区市所轄法人からの計算書類等の収集
都への計算書類等の提供
- 【法人】**
() 所轄庁への計算書類等の提出

